

はしもと 市議会だより



第12号

平成20年8月1日 発行

<http://www.chw.jp/>

議員は公職選挙法により、時候の挨拶状（答礼のため自筆によるものを除く）を出すことや寄付行為などは、禁止されています。ご理解をお願いします。



大勢でにぎわう紀の川祭の花火（平成19年8月15日）

主な内容

議案審議結果……………2～3 ページ
一般質問など……………4～17 ページ
活動日誌……………18 ページ

傍聴ご案内

議場は市役所3階です。また、1階市民ロビーのテレビでは本会議の様態を中継しています。

6月定例会

会期・日程

6月2日に招集され、平成20年度各会計補正予算や条例の制定・一部改正など市長提出議案15件と、委員会提出議案2件・議員提出議案2件・請願1件を審議し、6月20日に閉会しました。

6月2日 本会議（開会・議案の提案説明）	16日 経済建設委員会
9日 本会議（一般質問）	17日 文教厚生委員会
10日 本会議（一般質問）	20日 本会議（議案審議・閉会）
11日 本会議（一般質問）	
12日 本会議（議案審議）	
13日 総務委員会	

議案の審議結果

6月定例会での各議案の主な審議結果は下記のとおりです。

平成20年度各会計補正予算 5件

- ・一般会計（第2号）・（第3号）…………… 原案可決
- ・住宅新築資金等貸付事業特別会計（第1号）…………… 原案可決
- ・公共下水道事業特別会計（第1号）…………… 原案可決
- ・水道事業会計（第1号）…………… 原案可決

条例の制定・一部改正 5件

- ・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定…………… 原案可決
- ・病院事業の設置等に関する条例の一部改正…………… 原案可決
- ・消防団員等公務災害補償条例の一部改正…………… 原案可決
- ・企業立地促進条例の一部改正…………… 原案可決
- ・都市計画税条例の一部改正…………… 原案可決

その他 5件

- ・市道の認定…………… 原案可決
- ・字の区域の変更…………… 原案可決
- ・土地の取得（行政財産用地）・（企業誘致用地）…………… 原案可決
- ・工事請負契約の締結…………… 原案可決

委員会提案 2件

- ・基幹水利施設の整備等に関する意見書…………… 原案可決
- ・原爆症認定制度の抜本的な改善を求める意見書…………… 原案可決

議員提案 2件

- ・後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書…………… 否 決
- ・緊迫感・実効性ある温暖化対策の実施を求める意見書…………… 原案可決

請 願 1件

- ・コミュニティバスの路線拡充・利便性向上を求める請願について…………… 継続審査

6月定例会に提出された主な議案の内容は次のとおりです。

補正予算

☆一般会計 補正予算2号・3号を併せ3億9,717万9千円を増額補正するものです。

この結果、平成20年度で予算額は、238億3,697万2千円になります。

主な歳出項目は、▽総務費：1,059万1千円▽民生費：3,359

万1千円▽衛生費：4,335万7千円▽農林水産業費：53万2千円▽商工費：1,494万5千円▽土木費：451万7千円▽消防費：94万1千円▽災害復旧費：130万円▽教育費：2,326万9千円▽公債費：2億6,413万6千円

主な歳入項目は、▽国庫支出金：67万4千円（減額）▽県支出金：2,059万5千円▽繰入金：4,885万8千円▽繰越金：330万円▽諸収入：250万円▽市債：3億2,260万円

☆特別会計 住宅新築資金等貸付事業：2,193万6千円▽公共下水道事業：3億2,551万7千円

☆企業会計 水道事業：9,919万9千円

条 例

☆橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定

企業立地促進法において、地域が策定し、大臣同意を得た基本計画に定められている指定業種（情報家電関連産業・新エネルギー関連産業）の企業進出があり、固定資産税の課税免除、または不均一課税の措置を行った場合、この措置に伴う減収分の4分の3が交付税として補填されることが定められています。

この度、和歌山県地域産業活性化協議会が策定した本市域を含めた基本計画が大臣同意を得たことに伴い、企業誘致を有利に進めるため、進出企業に対し固定資産税の課税免除措置を講じられるよう条例を制定するものです。

☆橋本市企業立地促進条例の一部改正
企業誘致を積極的に進めている中、中小企業以外に大規模企業からの問い合わせも増え、企業グループとしての進出について打診もあり、現行条例では助成対象とならない事例が発生する可能性があるため、企業グループの進出意欲に応え、積極的な誘致活動を展開できるように条例を改正するものです。



☆橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

地方公務員災害補償制度との整合性を図るため、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、条例を改正するものです。

☆橋本市都市計画税条例の一部改正

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が一部改正されたことに伴い、条例を改正するものです。

☆橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

医療法施行令及び医療法施行規則の一部改正により、患者や地域住民が、自分の病状等に適した医療機関を選択できるように、医療機関が標榜できる診療科名が改正されたことに伴い、条例を改正するものです。



その他

☆市道の認定

垂井岩倉線を新たに市道として認定するものです。

☆字の区域の変更

和歌山県が恋野区内で実施した中山間地域総合整備事業の換地処分に伴い、恋野区の字の区域の一部に変更が生じるものです。

☆土地の取得(2件)

○高野口町大野字西谷奥1, 807番1 外18筆

広域ごみ処理場の建設と稼働に伴う周辺整備・地域活性化事業用地として取得するため、橋本市土地開発公社と土地売買契約を締結するものです。

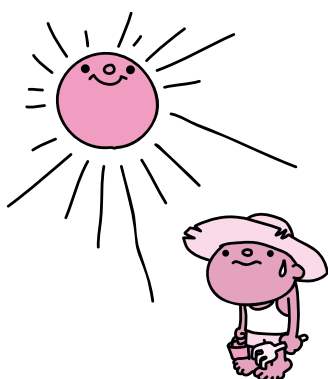
○神野々字上穴伏谷45-12 外2筆

企業誘致用地として取得するため、橋本市土地開発公社と土地売買契約を締結するものです。

☆工事請負契約の締結

高野口小学校屋内運動場新築工事の施工のため、制限付一般競争入札を執行したところ、株木建設株式会社大阪支店が落札しましたので、請負契約を締結するものです。

契約金額は3億5,175万円です。



各委員会の付託事件及び議決結果

委員会名	件名	議決結果	
		委員会	本会議
総務委員会	議案第5号 橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定について	原案可決	原案可決
	請願第4号 コミュニティバスの路線拡充・利便性向上を求める請願について	継続審査	継続審査
経済建設委員会	議案第9号 市道の認定について 1路線	原案可決	原案可決

19人の議員が市政について質問

6月定例会・一般質問

一般質問は、執行機関に対して市の一般事務の執行状況や将来の方針などをたずねます。質問順は各会派の輪番制で、6月定例会は①政和会②民主クラブ③未来派クラブ④公明党議員団⑤刷新クラブ⑥未来21⑦日本共産党橋本市議員団、の順番で6月9日、10日、11日に行われました。主な質問と答弁の要旨は次のとおりです。

質問内容・答弁内容の詳細は、図書館・各地区公民館に配布している会議録、また橋本市議会インターネットホームページで公開しています。

幼保二元化計画から小中一貫校制度導入とあやの台への学校新設へと続く施策の連関及び市の経済活性化との整合性並びに、県施策の中小一貫との融合等、一連の流れについてお伺いします。



中谷 和史 議員

質問

幼保一元化5カ年計画

がすでに動き出し、小中一貫校の導入についても、教育協議会の答申を受け、次年度からでも動き出しそうな気配です。そこに先般新たに「あやの台地区に小中一貫校を新設する」との報告がありました。それぞれ個別に聞く説明は素晴らしいが、一方、それぞれ単独の案件が独立して脈絡無く提案されているような印象は否めず、市として、全体計画の中でどのように調整し、どのようなところに留意して決定されているのか、統一性等に関してお伺いいたします。

例えば、県施策である中高一貫校との教育カリキュラムの整合性、設置予定地域の偏在性、現有施設の閉鎖を予定される地域の住民感情、設置運営に関する公設民営・公営の議論（1次計画・2次計画）、教育協議会の内容、地方都市での先進的な取り組みの必要性の有無、中学校給食の必要性の有無等。

また、市全体の経済政策にも言えることですが、関連施設の建設及び、調

達品の市内発注による経済効果の検証はされたのか。その結果、執行した予算が将来市税としてできるだけ多く戻ってくるような考えで運営されているのか等、お伺いいたします。

答弁

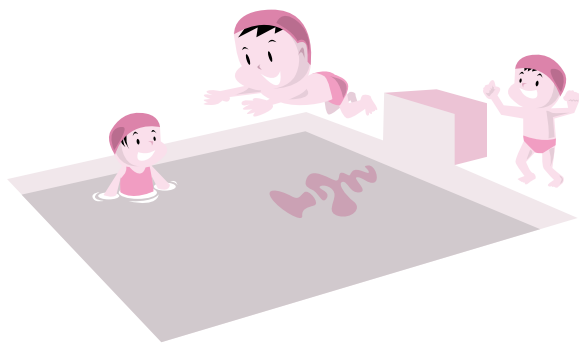
小中一貫教育を進めていこう

と考えた背景には、不登校、問題行動、学習意欲、学力等の問題を解決したいという思いがあります。そこで、小学校と中学校の9年間をひとまとまりと捉え、義務教育9年間に責任を持ち、地域の中で知徳体に望ましい力を育むために、全公立小・中学校を小中一貫校としたいと考えています。あやの台へ学校を新設する場合も小中一貫校としたいと考えていますが、隅田中学校区の小・中学校の在り方と関連してきますので、今後多様な観点から検討してまいります。カリキュラムについては、小学校6年生で中学校の学習指導要領を先取りするといった実践は行いません。従って、中学校進学時点で中高一貫教育校を選択してもカリキュラムの整合性を保つことができます。

保育所・幼稚園の閉鎖予定の地域の皆さんには、施設がなくなることへのさびしさ等色々な思いがあります。しかし、少子化のなかで、次代を担う子ども達の将来を考えたとき、幼児教育にとって最も大切なことは子ども集団を確保することです。今後は、地域の皆様方のご意見を十分聞きながら住民感情にも配慮して進めたい。

公営民営についてですが、民営化につきましては、平成11年に策定された橋本市行政改革大綱で民間委託の推進を掲げており、それにそって進めてきました。また、全国的に民営化が進む中で、早い段階から質の高い法人を確保したいとの考えがありました。

次に、市内発注による経済効果の検証について、平成19年度建設工事の発注件数は117件の内、市内業者の方との契約が113件です。金額では、全体額17億8,173万8,208円の内、市内業者の方と契約したのが、13億7,358万2,208円です。なお、これらの調達の結果から、実態を把握するのは困難ではありますが、地域経済の活性化には繋がっていると考えています。



休耕田を活用しての生産性向上について

岡本 昌次 議員



質問 農家の

田畑の休耕田が最近多くなつてきています。その原因がいくつ

か考えられ、そのうち一番大きな原因は労力不足ではないかと思われれます。今、農業に従事している方は年配の方が多いように見受けられます。また、若い方の専業農家はほとんどといっていいほどみられません。なぜでしょうか。それは農業経営が成り立たないからであり、その大きな要因は安い輸入食品とこれらの関税引き下げで、農家はますます困難な運営を余儀なくされているからです。

また、日本の農業は米作が主体でしたが、国が推進する行政改革、すなわち減反政策の影響などにより、農業離れに拍車がかかっています。一昔前、米作は人力を多く必要としていましたが、今は機械力により作業の効率化が図れるようになりました。なるほど効率はよいのですが、維持管理費が大変で収支が合わないのです。これでは農業人口が減って当然です。農地も休耕田になり、手のつけようがないようになっていきます。そこで質問します。

①現在、本市の休耕田はいくらありますか。

②本市全体の耕作面積の何パーセントですか。(面積[㎡])

③本市の農家は何戸ありますか。

④耕作面積のうち、春から夏は米作(野菜も含む)、秋から冬は休耕している田畑を活用して生産性を上げる方法はないだろうか。例えば、麦(特に小麦)を作つて小麦粉の製造を増やす。今後、自給自足時代が必ずやってくると思われ、世界の情勢から見ても安心・安全を問われる昨今、本市の食材は本市でなるべくたくさん確保したいものですが、いかがですか。

⑤農家に余剰労働力がなければ第三セクターにしてはいかがですか。また、法人化にしてはいかがですか。当局の理解を求めます。

答弁

橋本市の休耕田は、18年度に農業委員会・農林振興課で調査した田畑の遊休農地面積が約25haです。

今年の4月に国の指針によりまして、平成20年度において農地全体の一筆ごとの現地確認をする全国的な耕作放棄地全体調査が計画されています。本市といたしましては調査を実施し耕作放棄地の解消に取り組みたいと考えています。

耕作面積との比率については、2005年度の農林業センサス等の数値で1.5%となります。又、農家戸数ですが2,264戸です。

水稲の裏作としての農地の活用について及び農家に余剰労働力がなければ

法人化等にしては、については、自給率が39%となりレッドライン上にある中、世界的な異常気象による農作物の不作や価格の高騰など農作物を輸入に頼ることの危険性は高く、地産地消の観点からも小麦等の2毛作や、農家の方の生産意欲の向上のために収益率の高い野菜の耕作など、農地の有効活用が必要と思います。

又、農家の余剰労働力がない場合、農業生産法人等の農業参入による労働力の確保や生産コストの軽減で収益率の向上を図るとともに、遊休農地の解消や食料の安定供給を推進しなければならぬと考えています。

小・中学校における暑さ対策について

上田 良治 議員



質問 和歌山

県教職員組合が、公立小・中学校を対象に実施した「暑さに関するアンケート」

の結果によると、クーラーの設置が進んでいない学校では、集中力の欠如や食欲不振などの弊害が出ているとして、各市町村や県教育委員会などに速やかな対応を求めています。

「暑さによって集中力が落ちている」と回答した学校は、小学校で92%、中学校で82%に上り、「汗でノートやプリントが引つ付く」、「持参した弁当による食中毒が心配」、「食欲不振で給食を残す子どもが増えている」などの声が上がっております。

一昔前とは明らかに地球環境が変わっているのが現状です。本市は、このことについてどのようにお考えなのか、以下質問をいたします。

①市内の小・中学校の状況は調査されていますか。

②今後の対応についてお聞かせ下さい。

答弁

市内、小・中21校で平成20年5月1日現在冷暖房機器が設置されている普通教室は、隅田小学校のプレハブ対応の1教室だけです。それ以外の



遊林農地 (出塔)

学校では普通教室に冷暖房機器は設置されていません。冷暖房機器が設置されているのは校長室、職員室、保健室、コンピューター室、特別支援学級です。児童・生徒、教職員等に冷暖房機器設置に関するアンケート等は行っていない。学校は児童・生徒が一日の大半を過ごす場所であり快適な教育環境の整備は必要であると認識していますが、財政上の問題もあり冷暖房機器の設置は必要最小限の整備となっています。

今後の対応は、暑さ対策として平成19年度より普通教室に扇風機の設置を年次計画で行っています。冷暖房機器の設置については今のところ計画はしていませんが教育委員会としては学校施設の耐震化等の安心・安全に関する整備を最優先に計画していきたい。

他の質問 処分される自転車の利活用について▽水路の維持管理について▽小・中学校の運動会について



新学習指導要領への

取り組みについて



山田 哲弥 議員

質問

学習指導要領は、社会や時代の変化に対応し、わが国の子どもたちの未来を開くために、およそ10年ごとに改訂されてきています。

新学習指導要領が3月28日に告示され、幼稚園は平成21年度、小学校は平成23年度、中学校は平成24年度に全面实施されます。

今回の改訂では、平成21年度から移行措置に入ることになっており、文部科学省から次のメッセージが出されています。1点目は、教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。2点目は、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成。3点目は、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

これらを大前提とし、学校の新しい時代の義務教育の創造を目指すことが大切であると思います。そこで、本市教育委員会として新学習指導要領の全面实施までの取り組みについてお聞きします。

答弁

今回の新学習指導要領の改訂では、言語活動や理数教育、伝統や文

化に関する教育、道徳教育、体験活動の充実や小学校段階における外国語活動、情報教育や環境教育などこれまで以上に重点をおく教育内容が示されており。

小学校では平成23年度に、中学校では平成24年度に完全実施となりますので、それまでの間に、教育課程の基本方針や指導内容の変更点等を周知することが必要となります。橋本市においても学校現場での混乱が起こらないように、明確にその方向性や対応について徹底してまいります。

橋本市が進めようとしている教育方針は生涯学習によるまちづくり、小中一貫教育による連続性のある学びの推進ですが、これらの取組は新学習指導要領の理念と同一方向で進められているものです。

今後も、新学習指導要領の理念を実現させるため、豊かな学びのための取組をはじめ、豊かな心・健やかな体の育成のため、教育改革の推進に努めて参りたいと思います。

社会的弱者にやさしい

ごみ行政を



黒木 洋一 議員

質問

よ来春より広域ごみ処理施設が稼働することになります。分

別が17区分になると聞いております。また、それに伴い埋立処理を行う処分量も変わって来ると思います。単にごみ政策だけではなく、高齢化に伴い福祉という観点からもごみ問題を考えるべきではないかと考えています。リサイクルをより推進する一方、独居の高齢者、要介護者の方への配慮も考えていかねばなりません。そこで、以下の2点について、お尋ねします。

①先日、あるヘルパーさんより「独居の要介護者の方がごみの収集日を忘れて、出すことができずに困っている」とお聞きしました。行政、また、地域との協働でなんとか解決できないかと考え、お尋ねします。

- (1) 現在計画中の各ごみ分類毎の収集回数（検討中であれば進捗状況）について
- (2) 各分別区分毎の集積場所の配置計画について

- (3) 市内の独居高齢者、独居の要介護者の方は何人おられますか。
- (4) 事前に登録された方に対して、職員や地域の方が助け合って、玄関か



らごみ集積場所へ運び出す「ふれあい収集」を導入してはいかがでしょうか。

②数年前より、彦谷の最終処分場の残量が少なくなってきたと聞いております。新たな分別によりごみ量は減少すると思われませんが、旧高野口町分の搬入が加わります。いずれにしても次の処分場の確保をいかなばならない状況です。併せて、現処分場の跡地利用について、見解をお尋ねします。

(1) 広域施設稼働後の搬入量、残余期間はどう推定されていますか。

(2) 新しい処分場の確保状況と予算について

(3) 現処分場の跡地利用について、集客力、世代間交流できる高齢化に対応した利用方法を検討してはいかがでしょうか。

答弁 ごみ分類ごとの収集回数は、新たな分別区分ごとの排出量予測に基づき決定していきます。

また集積場所の配置計画は、袋による排出ごみ集積場所とコンテナによる排出ごみ集積場所を配置するステーション方式と考えています。

現在市内の独居高齢者は平成19年12月1日現在で1,338人、内約300人の要介護者がおられます。「ふれあい収集」については、人員体制等も含めサービスの提供が可能か否かを検討しています。

広域ごみ処理施設稼働後の埋立ごみ

量は、プラスチックごみが除かれることから、年間約1,000㎡に減少し、残余期間については、平成19年度実施の延命化により、平成28年ごろまで埋立が可能と考えています。

新しい処分場については、現処分場に隣接する橋本市土地開発公社の先行取得土地で計画しており、予算規模として約26億円必要と見込んでいます。

現最終処分場の跡地利用については、地元地域の皆さんと十分協議しながら検討したいと考えています。

他の質問 後期高齢者医療制度の本市の対応について

本市の教育について

辻本 勉 議員



質問 国は、ゆとり教育を見直し、学習指導要領の改訂、平成24年度から全

面実施の方針を出しました。県は長期総合計画の1番に「未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山」として、教育を取り上げています。本市においては、長期総合計画及び教育協議会の答申に「めざす教育（基本方針・基本目標）」が明記されています。

そこで、本市の児童生徒の実態はどうでしょうか。三学期制から二学期制、県立中学校の開校（中高一貫）、幼保一元化、そして小中一貫教育へ合わせて学習指導要領が大きく改訂される。目まぐるしい変化が子ども達にどのような影響を与えるのですか。子ども達にとって本場に向いているのか。机上論ではなく、もう一度教育現場に主眼を置いてはいかがですか。また、学校教育だけでは次代を担う青少年の本当の教育はできません。社会教育、生涯学習の重要性、地域家庭の教育力向上は今更申し上げるまでもありません。

以上の観点から、本市の教育について、お尋ねいたします。

①三学期制から二学期制への移行に伴う成果と課題について

②幼保一元化に伴う幼児教育の今後について

③小中一貫教育への移行実施計画と基本理念について

④県が取り組んでいる中高一貫教育との兼ね合いについて

⑤新学習指導要領への考えと移行について

⑥教育相談事業の現状と今後について

⑦社会教育、生涯学習及び地域防災等、公民館の必要性・重要性は、今後ますます大きくなると考えるが、現体制で大丈夫なのか。

⑧学校・家庭・地域との連携、協力も今後どのように進めるのか。地域子ども会活動の支援について

⑨学校教育、社会教育及び生涯学習のバランスについて 要員、人件費の推移

答弁 教育委員会では子育て・親育ち支援、幼児教育と小学校教育とのスムーズな連携、小中一貫教育などを通じて生涯にわたって学び続ける意欲、豊かな人間性を育んでいきます。今後、小中一貫教育校は検討委員会を計画を策定します。中高一貫校と小中一貫校との間に問題はあります。また新学習指導要領については十分に関係者に説明し、成果が上がるよう努めてまいります。

不登校問題は積極的に予防、早期発見、早期対応を目指し、乳幼児期からの教育相談体制の構築などを進めます。公民館は社会教育の拠点であり、重



市内のごみ集積場所

要な施設です。今後は社会教育主事の資格を持つ職員の拡充を図り、中央公民館の指導性を高め、職員の資質向上に努めます。

地域子ども会活動の支援についてですが、各単位子ども会の補助金の交付を始め、情報提供やレクリエーション指導など支援を行います。

教育委員会では学校教育と社会教育が互いの専門性を生かしながら教育のまちづくりに取り組んでいきます。

他の質問 市道清水西畑幹線整備工事並びに、広域農道整備事業（紀ノ川左岸地区）の計画概要、進捗状況及び財源内訳について

三世代同居で家を新築する人に、建築費の補助、何年かの利子負担、また、固定資産税の軽減を図ってはどうか。



清水 信弘 議員

質問 ①本市において、居宅を新築される方は何人くらいですか。わかる年度から3年くらいの経緯を教えてください。

②①の方で三世代同居と目される軒数はいかほどですか。

答弁 家屋に係るお質しについてお

答えします。

まず、建物の新築件数の推移については、建築確認申請の件数とは異なりますが、固定資産の居宅としての新築評価件数は、平成19年度は230棟、平成18年度は231棟、平成17年度は227棟であり、近年の傾向としましては、減少傾向であると認識しております。

次に、固定資産の新築評価における構造上及び利用上の独立性を備えている2世帯、3世帯住宅としての件数は、平成19年度において2世帯住宅は2棟、平成18年度は4棟、平成17年度は3棟でした。

一点目の本題である、3世代住宅での自宅介護を進める場合への、補助等の助成制度を創設しては、とのお質しですが、本市独自の補助制度等の創設の計画はありませんが、地方税法本法附則第16条第11項において平成22年3月31日までにバリアフリー改修を行った場合、一定の要件はありますが、翌年度の固定資産を3分の1とする制度が創設されています。

他の質問 古い家を取り壊した際、固定資産税が著しく上昇します。この制度は不合理としか思えません。この制度は何という法律に基づいて行われているのか。また、その法の精神とはどういうものですか。▽高野口小学校について、それがなぜ、市の要覧に記載されていないのですか。



従来どおり、市長の常任委員会への出席を求める。

松浦 健次 議員



質問 ①市長は、議会に対し、主に多忙を理由に総務・経済建設・文教厚生

3つの常任委員会への出席を(1)市長が求めた場合、(2)各委員会が求めた場合に、限ることを要請し、議会運営委員会がこれを了承した。

②しかし(1)常任委員会への出席といっても3カ月間に合計わずか約6時間すぎない。しかも常任委員会の日程は1カ月以上も前から決定しているため、約6時間の調整ぐらいは困難ではないと考える。(2)また、市長は、県内では大半の市長が常任委員会に出席していないことをも理由としている。しかし、この問題は市長の常任委員会への出席が市政の発展、充実に有効か否かという観点から判断すべきであり、他市がやっていないから本市もやりたくないというのではあまりにも根拠薄弱であ

る。

私は、各議員と市当局との丁々発止のやりとりの現場に市長がいてこそ、市民の声、市政の問題点がどこにあるかを肌で感じ理解することができ、市政に反映できると考える。市長が掲げる「現場主義」は、対議会との関係ではこの点にあるのではないかと。単に後日、職員から報告を受けることとは質的に雲泥の差があるのではないかと。

③更に、市長、または議会が求めたら出席するからいいのではないかとの考え方もある。しかし、これと制度として市長が出席すべき慣習があるということとは本質的に異なる。なれあいで、あうんの呼吸でお互いが相手の立場を尊重しすぎで、市長の出席不要となる危険も少なくないと考える。

④塙坂、北村両市長が二十数年に渡り守ってきた市長の常任委員会全出席という良き慣習を「現場主義」を看板とする木下市長が消滅させることは、安易にすぎるとは思わないか、市長のお考えはいかがでしょうか。

これは、本市議会が真に市民の代弁者としての役割を十分に果たすことができるか否かという民主政治の根幹にかかわる基本的、かつ重大な問題であることをご理解いただきたい。

答弁 議会は、普通地方公共団体の意思決定機関であり、各常任委員会は議会の内部的な機関として、本会議の予備的、下審査的な性質を有するもの

市民のための安全・安心な暮らしの実現

上久保 修 議員



消防行政について、管轄区域の違いにより、旧橋本市内と旧高

た時、災害時の初動態勢を強化するために当局はどのように考えているのか。橋本市民約7万人の守備範囲から「橋本北消防署」の建設を急ぐべきと考えます。今後の人口増にも大いに関係してくると思いがいががでしょうか。③国では、平成18年6月に「消防組織法の一部を改正する法律」が施行されました。本市は社会環境の変化に対し、どのように考えているのか。緊急対応の体制を強化し、市民の安全と安心につながる対策を取るべきと考えますが、市長はどのようにお考えをお聞かせします。

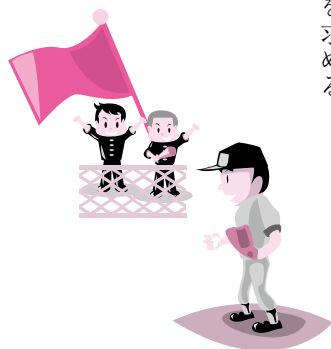
であります。また、その目的は、議会として意思決定をするにあたり、専門化、技術化する審議内容を合理的かつ効率的に調査・研究し、詳細にわたり審議するため、業務内容を熟知している担当部課長と全権を委ねる副市長が出席していることから、常任委員会自体の機能を決して損ねるものではないと考えています。

また、委員各位の貴重なご意見やお考えについては、出席職員からの報告や聞き取りを行うなど、委員会の状況を十分に把握するよう努めております。このことにつきましては、議会運営委員会でご協議のうえ、ご了承いただいております。

また、出席要請がございましたら、出席させていただきます。

なお、県下各市の状況につきまして、岩出市以外は本市と同様の状況となっておりません。

他の質問 詐欺職員の処分の根拠及び、市職員の統廃する不祥事の原因と対策について問う▽青少年育成条例の制定を求める。



野口町内では出動体制及び現場での指揮命令に違いがあり、現在に至っております。一方、消防団組織については、新市において橋本市全域となっておりますが、依然として出動体制が異なります。出動現場へは、旧橋本市では橋本市消防長の指揮命令、旧高野口町では伊都消防組合消防長の指揮命令となります。ただし、水防活動については、橋本市消防長の所轄の下で活動するとありますが、このような変則体制をいつまで続けていくのかお聞きしたい。この問題は昨年6月議会で同僚議員も質問されているため、調整がどの程度進展しているのか問う。

②市内北部の住民が待望している仮称「橋本北消防署」の建設計画について、平成10年3月に先行取得している小峰台一丁目付近の土地をどのように考えているのか。市内北東部に位置する大型開発地において、あやの台の住民増加や、市長が先頭に立って企業誘致を展開し製造業やショッピング店の誘致により、人口増加とともに大勢の人が行き交う場所になっている現状を考え

④安全で安心して生活ができるまちを目指し、当局は現体制で果たして市民の期待に応えられているのか疑問に感じます。将来起こるであろう東南海・南海地震の被害を考え、日頃からあらゆることを想定し、市民の安全につながる対策として、私が何度となく提案している危機管理室（市長直轄組織）の設置については、いつ頃までと考えているのか。できない理由・問題点があれば、再度お示し願いたい。

答弁 本市の消防行政で、高野口町域の出動体制と指揮命令系統は、水防災害以外の火災、救急等は伊都消防本部に委託しており、消防団は、水防災害以外は伊都消防長の指揮の下での災害活動となる変則体制でもありますが、関係機関との調整を図りながら問題解決に取り組めます。

次に、仮称「橋本北消防署」建設に

つきましては、既に小峰台に用地を確保しており、今後の北東部の住宅開発や、工場誘致等の進出による消防の初動体制の強化の必要性は認識をしておりますのでこの問題につきましても早急に取り組めます。

県内の消防広域化問題についてですが前述の問題と、関係市町の動向を見ながら橋本市としての得策になるように考えていきます。

市長直轄組織の危機管理室設置について、新たな部署を設置し対応することは困難であると考えます。

災害時の対応として、まず、我々一人ひとりが冷静に行動するために日頃から災害に備え、心構えを身につけることが重要であると考えます。現在、本市では総務部市民安全課を中心に、自主防災の推進をはじめ、この心構えに対するさまざまな取り組みを行っています。今後は、関係機関との連携並びに現体制の充実を図り、引き続き市民の安全・安心の確保に努めて参ります。

他の質問 平成18年11月に策定された「橋本市集中改革プラン」の進捗状況と今後の対策



蛇口をひねればいつでもどこでも豊富にきれいな水を使うことができ、私達の快適な暮らしを守る生命線水道について

楠本 知子 議員



質問 ① 橋本市の水道水の安全性について

(1) 水道事業の基
本方針について

(2) 水質検査を行っている水の種類、採取場所について

(3) 水質検査（毎日行っている検査、毎月行っている検査、年に行っている検査、その他の検査）について

(4) 検査結果はどのように市民に知らせているのか

(5) 鉛管、石綿管が使われている水道水については、朝一番はバケツ一杯分ぐらい飲み水にしないこと、長期間、家をあげたときはそれ以上の量を飲み水にしないことだそうです。本市ではそういうところはありますか。あるとすれば、注意や対策を呼びかける広報活動はどうされていますか。

(6) 水道施設における配水池や浄水池での不排水（通水状態）によるタンク内の底部には、不純物（マンガン・砂・泥）、配水池内構造物の剥離殻（コンクリート・錆・剥離殻）、落下物（木葉・死骸・採取びん）が堆積している場合が多くありますが、どのように

清掃されていますか。

② 高野口町の水道について、合併協議会で交わされた10年間は現状のままです。守られるのでしょうか。

③ 平成20年度大滝ダム負担金は約1億5,600万円となっております。市民にはどのような負担がかかるのですか。水道料金の値上げについてお伺いします。

答弁

水質検査は、原水と浄水の2種類を行い、原水の採水場所は橋本水道は取水口、高野口水道は6箇所全ての井戸で、浄水は橋本水道、高野口水道共3箇所です。検査の種類は、消毒効果等に関する毎日検査、水質基準に関する51項目の毎月検査、年一度の水質管理項目・設定項目の検査を行い、更にダイオキシン類、クリプトスポリジウム指標菌検査及びクリプトスポリジウム検査を行い、市民に対し検査結果を市のホームページに掲載しています。鉛管・石綿管の現況は、平成20年3月末現在、鉛給水管として残っている箇所は約7,390箇所、石綿管は約4km残っており、健康への影響も指摘されていることから、再三再四広報紙等で家庭での取り組みの啓発をしてみました。配水池等の清掃は、職員が毎月目視による点検を実施、必要に応じ排水弁等による水の入れ替えをしています。

次に水源を紀ノ川の表流水に一元化すべく、真土の浄水場から高野口の東



高野口の東部配水池（名古屋）

部配水池への送水管布設工事を平成27年度目標に施工中です。その間は、現状通り高野口水道においては、井戸水を水源として利用いただきますが、送水管が連結された暁には、紀ノ川の表流水による給水を行う考えです。
次に大滝ダム負担金による高野口水道の現行水道料金には影響していませんが、今後の料金設定の際には、このダム負担金に伴う起債の支払利息及び減価償却等を見込んだ料金を設定していくこととなります。しかし当面は合併協議で決定している料金統一を来年4月から実施すべく、本年度中に議会に提案したいと考えています。

他の質問

少子化対策について

車社会に対応できるまちづくりを

岡 弘悟 議員



質問

① 公共交通機関・教育施設周辺の一時駐停車場の整備

② 幅4mに満たない市道（その地域で主要な市道）の拡幅を

③ 朝夕ラッシュ時に発生する渋滞エリアの対策を（例として、慶賀野マクドナルド周辺など）

答弁

① 公共交通機関・教育施設である駅や幼稚園・保育園周辺などにおける一時駐停車場の整備には膨大な費用が伴うため、すべての施設の駐停車場整備は困難ですが、南海御幸辻駅周辺においては、国道371号橋本バイパス建設に伴い、御幸辻駅前広場の整備として都市計画決定を行っており、今後国道371橋本バイパスの工事進捗に併せ、駅前広場を整備する計画です。幼稚園・保育園については、幼児園を新設していく中で駐停車場整備を進めます。

② 現在、幅4mに満たない市道は、935路線453.7キロメートルであり、これらを改良するとなれば、その事業費は膨大な額となります。現在、改良工事要望は20路線あり、緊急を要

する路線から施工しており、本年度は7路線を継続で施工する予定をしています。

③朝夕ラッシュ時に発生する渋滞エリアの対策ですが、現在、施工中の国道371バイパス事業が完成すれば、沿線の渋滞は解消されるものと思われるので、事業の早期完成のための要望活動を行ってまいります。

又、慶賀野付近につきましては、各交差点間にある3箇所の信号機の時間設定の修正等を橋本警察署に要望してまいります。

他の質問 子ども達の歯科検診時にフッ素塗布を



朝タラッシュ時は渋滞する慶賀野橋東詰交差点付近

地域活性化について

平林 崇行 議員



質問 ①私は

その地域に暮らす皆様が多くの利益を得ることが地域の活性化

につながると思います。木下市長の「ゴミ、花いっぱい、企業誘致」などの施策は中長期的には非常に大切であると考えますが、今、短期的に地域活性化につながる施策はありますか。

②生活の基本的な要件として衣食住が必要とされています。その中でも食は重要で、当市も食に携わる農業の仕事をしている人が一番多いと考えます。農業の活性こそが地域の活性と考えますがいかがですか。

③農業の活性は、農作物の価値を上げることが重要であると考えますが、何か策はありますか。

④今後の農業政策について、どのような展開を考えていますか。

答弁

①自然を活かした滞在型観光拠点整備としての「やどり青少年旅行村の整備」や、「へら竿やパイル織物などの地場産業の育成支援」は、短期的に地域活性化につながると考えられます。さらに、地域づくり事業として、山内区において菜の花畑への取り組み、杉尾区では春の田植えまつり、秋の収穫祭などに取り組んでいただいております。

このような地域の自発的な取り組みを積極的に支援し、市民との協働により地域の活性化を図ってまいります。

②食は人間が生きていくために不可欠の要素であり、農業を活性化させることが地域の活性化の大きな柱となります。本市は農業の盛んな地域であり、果樹、米等数多く生産されています。しかし、農業者の高齢化が進み、世代交代がなかなかうまく進まず、農作物の価格の不安定さがその大きな原因となっています。

③農作物の価値を上げる方策は一朝一夕にできるものではありませんが、本市といたしましても都市への柿の販売促進キャラバン等を行って橋本市の農産物のPRに努めています。又、遊休農地を活用して、あまり手間をかけずに耕作でき、収益が上がる作物がないか、研究して参ります。

④最後に農業政策の展開であります。市財政が非常に厳しい現状ですので、まずは、情報を収集し、成功している自治体の方策について勉強をして、実効性のある方策を検討したいと思っています。



少子化の進行による小・中学校の小規模化と適正規模について

岩田 弘彦 議員



質問 全国的に児童生徒数の減少と学校の小規模化については、避けて通れ

ず、小規模なりの良さがあるものの、人間関係、学力との相関、教育活動、職員配置等、各学校の取り組みだけでは克服が難しい学校規模そのものに関する課題があり、「学校として必要な一定規模」について、基本的な考え方が検討され対応されています。

①現在まで、本市の小・中学校（山間へき地校を除く）の基本的な「適正規模」について、どのように考えてきていますか。

②学校規模からみた課題と小規模な学校の問題点について、どのように考えていますか。

③本市の小・中学校（山間へき地校を除く）の基本的な「学校として必要な一定規模」について、今後、どのように考えていくのか。また、どのように対応していくのか。

④少子化において、公立・私立の中高一貫校の選択肢がある中、橋本小中一貫校をつくること。特に中学校は、和歌山県の適正規模の基準である下限9学級を大きく下回ることが予想され

る中、あえて小規模校をつくることになりませんが、小規模校の問題点について、どのように取り組みますか。

⑤公立・市立の中高一貫校の選択肢が多い中、あやの台中小一貫校を新設したいとのこと。既存の小・中学校について、どのように考えているのか。特に中学校は、両校とも和歌山県の適正規模の基準である下限9学級を大きく下回ることが予想される中、あえて小規模校をつくることになりませんが、小規模校の問題点について、どのように取り組みますか。

⑥認定こども園の計画では、集団性を確保し社会性を育む健全な教育、保育環境の整備を重視しています。小・中学校における成長段階に応じた集団性の確保については、幼保・小・中一貫教育の観点から、どのように考えていますか。

答弁 小中学校の適正規模については、今後、検討委員会で検討しますが現時点で、小学校では12学級から18学級、中学校では6学級から12学級程度と考えます。

小規模校では、集団活動やチーム活動で多様性が生み出しにくい面が生じ、人間関係の固定化を招く恐れがあり、生徒指導上の問題が生じた場合影響が残りやすく、また、職員配置から中学校において各教科の免許をもった教員が確実に配置しにくい状況が生じます。メリット・デメリットはあるも

の、課題をふまえ、学習集団が固定化しない規模をキープしたいと考えます。

橋本小中一貫校につきましては、ご指摘のように児童数の減少と選択肢の増加で中学校に進学する生徒数が減少しますが、地域の子どもは地域の中で育てるといふ視点を大切に、安心して小中一貫校へ進学できる環境づくりを検討していきます。

「あやの台の小中一貫校新設」については、ご指摘のとおり隅田中学校区における小中学校の在り方と関連しており、様々な観点から検討をします。

6点目については、ご指摘の成長段階に応じた集団性をふまえ、就学前教育と義務教育との連携を図り、子育て支援・親育ち支援、そして幼児期から義務教育終了段階までを貫く一貫したカリキュラムにより、地域の教育力を最大限に活用し、確かな学力、豊かな感性や望ましい社会性を育みたいと考えます。保幼小中連携・一貫教育の体制づくりに全学的な方向性を検討し、取り組んでまいります。

他の質問

証明書自動交付機の適正配置による利便性の向上と、利用促進による窓口発行業務量の軽減を役所内の人件費の節約へ▽認定こども園における短時間児の満3歳児保育（満3歳幼児）については、どのように考えているのか。



情報刊行物(市の広報・県民の友・議会だより等)の配布について

中本 正人 議員



質問

本市の情報刊行物の配布については、市内106の区、自治会に委託し

ており、本年度の委託金額は3,119万7千円であります。県下9市の中で最高額であります。配布方法を見直すことにより、行政事務委託料の減額につながると思うが、当局の考えを聞こう。(例えば、委託先として専門業者、宅配便、シルバー人材センター等)

答弁

市からの配布物は、現在、市内の各区(自治会)に委託し、市広報等の配布や文書の回覧をお願いしてい

ます。

行政事務委託料は、戸数割り、均等割りがあり、あわせて平成20年度予算額は、3,040万円となっております。

しかしながら、他市の状況では、配布物の配送経費以外に別枠で行政事務を委託する費用として、予算計上しているところもありますので、本市が必ずしも県下で最高額であるとは、考えていません。

行政が施策を進める上で、区(自治会)の協力は、必要不可欠であることから、この4月より、各区のご意見や要望を市に反映するため、市の幹部職員が各区長さん宅に配布物を届ける取り組みを開始しました。

行政事務委託の業務内容は、広報文書及び諸紙の配布と文書等の回覧だけに限らず、その他行政事務処理に必要な業務ということから、市からの重点施策の協力をお願いや事業を進めるための調査依頼等についても契約の中に含まれており、全体で3,040万円となっており、全体で3,040万円という状況です。

また、平成18年の合併当時、旧橋本市と旧高野町では、委託料にかなりの差がある中で、今日の調整に至ったという経緯があります。

このため、当面は、現状のままお願いしたい。

他の質問

広野山補償問題について



(仮称)保健福祉センター建設 事業計画について

土井 裕美子 議員



4月の
質問
と」では平成20
年度当初予算が
発表され、また
広報「はしも
平成20年度から平成29年度までの10年
間の橋本市長期総合計画の基本理念と、
今後の橋本市におけるまちづくりの基
本目標が、5月の広報を通じ市民の皆
様に発表されました。その中で、市は
「乳幼児から高齢者に至るすべての市
民の健康づくりの拠点とするよう保健
福祉センターを建設し、健康診査や健
康教育・相談の充実に努めます」と明
記し(仮称)保健福祉センターの基本
設計費として、500万円を予算化し
ました。また、3月の予算委員会でも、
何人もの同僚議員が本件について質問
され、その答弁の中で「議会でも調査
特別委員会等を設置して検討いただき、
また、市民に広く知らしめていくため

に
関係諸団体中心の委員会を作ってい
くべきである」との回答をいただい
ております。そこで、何点か質問させ
ていただきます。

①(仮称)保健福祉センターについては、
旧高野口町との合併協議会当時から
新市まちづくり計画の重点施策とし
て、現在、市として、センター建設に
おける基本構想をお聞かせください。

②建設に向けての前段階である関係諸
団体代表者等による委員会は設置さ
れているのか。また、建設計画につ
いて、進捗状況をお聞かせください。

③市庁舎の2階建て部分は昭和33年、
3階建て部分は昭和44年に建てられ
ており、平成19年度には耐震の2次診
断もされたということですが、昭和43
年建設の市民会館や最上階に図書館が
ある教育文化会館等施設の耐震2次診
断結果も踏まえ、保健福祉センターも
含めた上で、今後のシビックゾーン構
想があればお聞かせください。

答弁 (仮称)保健福祉センター建
設については、新市まちづくり計画と
橋本市長期総合計画にも重点施策と
して掲げています。

基本となるセンター機能としては、
子育てや高齢者の社会参加の支援、健
康・福祉に関する相談や支援などの活
動を推進するための拠点として、母子
保健や高齢者福祉等のサービス機能と
関連する行政機能、また、NPOやボ
ランティアなどの市民活動支援機能等

も
含めた複合施設と考えています。
その具体的な概要については、市関
係部局で検討のうえ、この概要(案)
を保健福祉関係者等を含めた構想策定
委員会、本センターが目指すべき整
備の基本的な方向について検討いた
だき、また、主な健康福祉等関係団体
との意見交換会による意向調査も実
施することとしています。

次に、今後のシビックゾーン構想に
ついては、現在、市役所を中心とし
て行政、業務、教育、文化機能が集
積するシビックゾーンが形成されて
います。市庁舎の平成19年度で実
施した耐震診断と、平成20年度実
施予定の教育文化会館の耐震診断結
果を踏まえ、今後、その有効活用等
を考慮し、コミュニティの再生や住
み良いまちづくりを目指した、市
庁舎が中心となり得るシビックゾ
ーンの形成を図って参りたいと考
えています。

他の質問 少子化対策について(紀
州3人っこ政策)



橋本市景気高揚に向けての 市長への提言

石橋 英和 議員



質問 本市の
財政が破綻し、
夕張市のように
財政再建団体と
なってしまうの

ではという不安感が根強く市内に残
存しており、民需が伸びず景気回復の
大きな弊害となっていると考える、私
の行った調査では緊縮財政を維持して
行けば市の財政は破綻などないし、む
しろ県下で群を抜いて経済成長が期
待できる自治体である。

よって市長自ら正確な市の財政状態
を説明し、財政破綻の懸念などいらぬ
取り越し苦労であると明言して頂き
たい、そうすれば畏縮がちな市内経済
が息を吹き返し、景気回復の第一歩
を踏み出せるかと考える。

また行政サービスが崩壊しないとい
う安心感から少子化にも歯止めがか
かり、豊かな自治体へと前進して行
けることを確信する。

是非とも、市長ご自身の声で「橋本
市元氣だ宣言」を唱えて頂きたい。

答弁 本市は豊かな自然景観・歴史
文化・へら竿、パイル織物など優れた
地場産業、また素晴らしい観光資源が
あり、また京奈和自動車道も開通して
おり、この地理的条件を生かして既存

産業の活性化や企業誘致により、「活力ある元気なまち」の実現を目指していかねばなりません。

一方、本市の財政状況は平成18年度決算の財政指標では、実質赤字比率や連結実質赤字比率、実質公債費比率においても早期健全化団体や、財政再生団体に該当する基準数値に達してはいないものの、財政調整基金などを取り崩しており依然として厳しい状況です。

しかしながら、集中改革プランに基づく歳出削減は今後も継続し、行財政改革について市民の方々にもご協力をいただきながら、市民と行政による協働のまちづくりを推進することにより、持続可能な行財政運営ができるものと確信しております。この度、橋本市の将来を指し示す長期総合計画を策定したところですが、橋本市の将来像を市民の皆様と本計画を共有し、全国に誇れる橋本市を築けるようご協力をお願いします。



後期高齢者医療制度の問題と市長としての見解、今後の対応について

井上 勝彦 議員



質問 私達がかつて聞いたことがない「後期高齢者医療制度」が、本年4

月より実施されました。この内容はあまりにも問題が多く、国民の反発が一斉に強まり、これを提案した与党さえ問題を認めざるを得なくなり、国政を揺るがす大きな問題に発展しています。もとより、本法案は野党の反対を押し切り、数に物を言わせて強行採決し、強引に成立を図ったものであり、いざ実施となると国民はびっくり、あらためて大きな問題となっているものであります。

特に75歳以上のお年寄りを別立てに保険をかけ、年金から問答無用に徴収するというものであり、先進諸国では例のない悪法であります。

さらに、制度的にも多くの問題が指摘され、もはや誰も「この制度をいい」という人はいないとまで言われています。

このような極めて悪い状況下で、本市が多くのお年寄りの方をかかえ、その人達が深刻にこの問題を訴えています。市長として内容も含めどうお考えかお聞きします。

また、問題があることをお認めにな

るならば、市として今後、上部機関への働きかけなど、どう対応されるのかお聞きします。

答弁

昭和36年の国民皆保険の実現を基に昭和48年の老人福祉法の改正により医療費の無料化、昭和58年の老人保健法の施行へと移行し、その後は改正が何回も行われてきましたが、全国平均で老人医療費は、昭和48年度の人当たり医療費は約10万円が、平成15年度には約75万円となっています。

また、安定的な保険財政基盤を確保するため、都道府県単位に設置した広域連合が運営します。

保険料は一定の条件を満たしている場合は、年金から天引きによる納付となり、保険料の算定は、原則県内同率同額で設定され、所得割7.92パーセントと均等割り43,375円の合計額で計算され、低所得者に対して所得に応じて均等割は、軽減が適用されます。

しかし、国保から後期高齢者医療制度の対象となった場合は、保険料が減額となる世帯や増額となる世帯がありますが、社会保険の被扶養者であった方は、新たな負担が生じることになります。

今後は制度自体に検討すべき課題が生じた場合は、必要に応じて広域連合等に要望して行きたいと考えています。

他の質問 他府県の町からのし尿の受け入れ問題について

介護保険について

阪本 久代 議員



質問 介護保険が始まり9年目を迎え、来年4月からの介護保険料などを決

める高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会が開かれることになっていきます。財政制度等審議会は6月にまとめる意見書に介護保険制度の抜本的改革を盛り込む方針を決めました。軽度の介護利用者に対する給付抑制、負担増を検討課題にする見通しと報道されています。そこで以下の点について問う。

- ①介護保険の導入によって、橋本市の介護サービスがどう変わったのか。
- ②現在の要介護者の実態やサービス利用状況はどうなっているのか。
- ③軽度の介護利用者に対する給付抑制、負担増が行われると実際の現場ではどうなるのか。
- ④介護保険料は3年ごとに引き上げられてきた。再度の引き上げは耐えられないところまできていると思うがいかがか。

答弁 ①介護保険制度は、社会全体の構造変化に対応すべく創設された制度であり、社会全体で介護を支え合うという社会保障制度であります。平成12年以前の「介護」の認識は、介護を

必要とする方々とその家族のテーマでしたが、全ての40歳以上の方が加入し制度を支える仕組みとなったことにより、介護が社会全体のテーマであるとの認識が浸透したと感じております。

サービスマター所においても、当時と比較しても格段に増加し、利用者のニーズに対応していただいておりますが、本市としましては、介護保険制度の適正な運用に鋭意取り組んでまいります。

②平成20年4月末現在の被保険者数は、1万5,062人、うち要介護認定者数は3,491人で認定率は約22%となっております。サービスマター利用状況につきましては平成19年度決算見込額は、約39億円で前年度比約4%の伸びとなっており、とくに平成18年度から創設された予防給付（介護予防サービスマター費）の伸びが、前年度比約6,600万円で約67%増となっております。

③軽度の介護利用者に対する給付抑制について、今回の財務省による試算は、利用者の実情や、厚生労働省における検討を経ず示されたものであり、今後厚生労働省においてどのような議論がなされるか十分注意を払っていきたいと考えております。なお、本市においてそれら試算案により影響を受ける認定者数は、平成20年4月末時点で見ますと2,359人であり全認定者数の約3分の2に当たります。

④第4期保険料につきましては、現状の保険料をできる限り維持したいと考えておりますが、特別養護老人ホーム

入所待機者の現状及び、介護報酬改定にかかる検討が国においてなされていること等、介護保険料にかかわる重要な要素であります。

今後、国の動向に注意を払い、またこういった橋本市の現状をよく見極めまして、策定委員会に諮問してまいりたいと考えております。

他の質問 幼保一元化5カ年計画について



後期高齢者医療制度は廃止せよ

富岡 清彦 議員



①本年4月から実施された後期高齢者医療制度の問題点、保険制度の

主なものは、収入がない高齢者から保険料を徴収する、保険料は年金から強制徴収する、2年ごとに保険料を引き上げる、保険料を滞納したら保険証を取り上げるなどであるが、この点で行政の見解を問う。

②75歳以上の高齢者に差別医療を持ち込む問題点、高齢者の健康診断は必要ないとしたこと、医療費の定額制導入で検査や十分な治療を受けにくくなること、病院から高齢者を追い出すこと、延命治療を切り捨てることなどについて、行政の見解を問う。

③高齢者控除の廃止による増税、介護保険料の引き上げ、新たに後期高齢者医療制度の導入による高齢者の生活実態について、行政はどのように掌握しているのかを問う。

④「市民福祉の向上に資する」ことを目的に自治体は存在する。この立場から後期高齢者医療制度の保険料に対し、橋本市独自で低所得者を対象とした減免制度・助成制度を新設することは当然であると考えますが、当局の姿勢を問う。

⑤廃止に向けた取り組み。

答弁 ①後期高齢者医療制度保険料は、一定条件を満たす場合は、年金から特別徴収することになります。また、保険料については2年ごとに医療費等の動向を鑑みながら見直しを行っていくこととなります。

保険料を長期間滞納した場合の資格証明書は、実態を調査し、きめ細かい納付相談を実施しながら対処してまいります。

②健康診査については、生活習慣病等の疾病等で治療を受けている場合でも、希望者は受診していただくことができます。また各種がん検診は従来どおり

市が実施していきます。

医療費の定額制について、後期高齢者診療料が新設され、1ヶ月6千円を算定できますが、この診療料の指定を受けたとしても、急性増悪の場合は、検査などは今までどおりの出来高払いで受診することができます。また、終末期相談支援料は、患者や家族との同意が得られた場合に算定できます。

③高齢者の生活実態について、個人情報保護の観点から調査を行うことは困難であります。

④市独自の減免、支援制度については、保険料は平等性を図るため県内同一料率となっているため、特別な事情を除き支援金等の導入は控えるべきであると考えます。

⑤国では低所得者の軽減制度等の見直しを検討していますので、国の動向を見ながら制度の運用を図ってまいります。

他の質問 本市が進めようとしている小・中一貫校について問う▽広域ごみ処理について問う



基幹水利施設の整備等に関する意見書(抜粋)

土地改良区で維持管理してきた農業施設は営農のみでなく、地域住民の生活を洪水から守り、潤いと安らぎのある農村空間を提供するなど多面的な機能を有し、国民共有の財産である。

我が橋本市は、紀の川沿いに広がる農地を有し、温暖な気候により優良な穀倉地帯となっており、高品質で安全安心な農産物生産のため、国の施策と呼応しながら農業生産基盤や農村環境の整備などを進め、農業農村の振興を図ってきた。

本市における基幹的農業水利施設などの農業生産基盤は、これまで国営土地改良事業を中心として整備が行われてきた。現在、これらの施設の多くは順次更新等の時期を迎えており、今後とも農業の持続的発展を図るためには、適切な管理や計画的な更新整備等を進める必要がある。施設の改修にあたっては膨大な費用と高度な技術力が必要となり、国営事業として実施いただいている。

一方、農産物の価格の低迷、農村の過疎化、高齢化の進行など農村地域の疲弊は限界に達しつつあり、水利施設の管理に対し、農家はこれ以上の負担増は望めない状況となっている。

地方財政悪化などにより、農村部の切り捨てを行わざるを得ない状況の中、現在、議論されている国営事業の廃止が現実のものとなれば、国民への食料の安定供給を支えてきた基幹的な水利施設の整備について、これまで国が負担してきたコストを地方が賄っていくことができるのか、国民的、国家的要請である食料自給率の向上について地方行政が責任を持てるのか、大いに危惧するところである。また、農業用水の水源施設であるダムなどについては、国自ら管理することにより、農家が営農できると感謝している。

現在、政府の地方分権改革推進委員会等において、国と地方の役割分担の見直しが検討され、地方農政局は大半の業務を地方に移管し、廃止すべきとの議論が行われている。その廃止により、地域の農業振興の基盤となる基幹施設の整備や管理に大きな支障が生じると強く懸念するものである。農業農村がその役割を十分果たせるよう、基幹的な農業水利施設の整備、管理など、引き続き国営事業として実施されるよう、また、広域的で大規模な事業について、地方農政局が実施して地域農業の振興を着実に図る必要がある。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年 6月20日
橋本市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、
内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、
農林水産大臣、経済財政政策担当大臣

緊迫感・実効性ある温暖化対策の実施を求める意見書(抜粋)

地球温暖化は、気温や水温を変化させ、海面上昇、降水量や降雪量の変化を引き起こすと考えられている。また、洪水や干ばつ、酷暑やハリケーンなどの激しい異常気象を増加・増強させる可能性、生物種の大規模な絶滅を引き起こす可能性も指摘されている。

「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)によって発行された第4次評価報告書では、人為的な温室効果ガスが温暖化の原因である確率は90%を超えるとされています。つまり、人間の産業活動に伴って排出された二酸化炭素・メタンなどの温室効果ガスが主因となって温暖化現象を引き起こしている。

福田首相は6月9日、東京都内の日本記者クラブで講演し、地球温暖化対策の包括提案を発表した。温室効果ガス削減の日本の中期目標を試算値ながら示唆したが、2005年比で2020年までに14%削減が「可能」だという消極的なものである。

日本は、京都議定書の基準年の1990年と比べ、2005年に7.8%も排出量を増大させている。2005年比で14%削減は、1990年比では約7%削減にすぎない。福田首相の提起は、基準年を2005年に変えることにより、1990年から2005年までの日本の増加分は帳消しにせよと要求するに等しいものである。EUと同程度というのなら、1990年比で25%削減などの高い目標設定が必要である。

また、日本のCO₂排出量の約8割は企業・公共部門であり、産業活動におけるCO₂の削減を行わなければ、大幅な削減はありえない。

議長国である日本が洞爺湖サミットをリードするためにも、以下の事項について強く要請する。

記

1. 温室効果ガス削減の中期目標をEUと同程度の1990年比で25%削減すること。
2. 目標達成のための手立てとして、政府と産業界の公的協定を結び、排出総量の大幅削減を確実に実行すること。
3. 風力・太陽光・バイオマスなどの再生可能エネルギーの活用を進め、拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年 6月20日
橋本市議会

(提出先) 内閣総理大臣、環境大臣

原爆症認定制度の抜本的な改善を求める意見書(抜粋)

原爆被爆者に対する援護対策は、「原子爆弾被害者に対する援護に対する法律」によって行われている。しかし、対策の一つである原爆症認定制度は、認定基準が厳しく、これまで多くの被爆者が重い疾病などで苦しんでいるにもかかわらず、認定されていない状況にある。

このような状況において、全国各地で原爆症集団認定訴訟が起こされ、既に、6地裁、2高裁で国の敗訴という司法判決が示されている。また、厚生労働省は、本年4月に、原爆症認定基準を緩和する新基準を設けたが、決して十分な制度と言えるものではない。

被爆から62年がたち、被爆者の多くは高齢化し、原爆症の後遺症で今なお、多くの被爆者が苦しんでおり、一時の猶予も残されていない。

よって、国においては、可及的速やかに原爆症認定制度を抜本的に改善するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

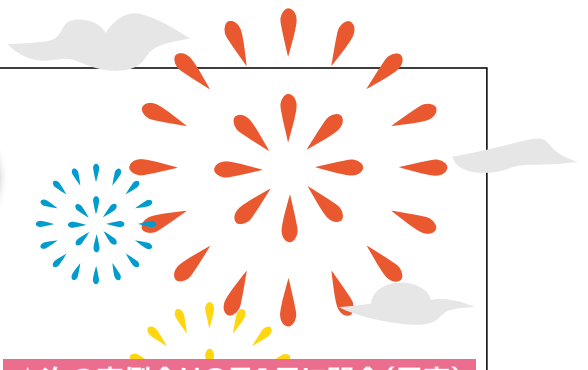
平成20年 6月20日
橋本市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

議会活動日誌

ぎかいかつどうにっし

(4月1日～6月30日)



☆本会議

- 5. 8 臨時議会
- 6. 2 6月定例会 開会
- 9 一般質問
- 10 一般質問
- 11 一般質問
- 12 議案審議
- 20 委員長報告 閉会

☆委員会等

- 4. 8 議会運営委員会
市議会だより編集委員会
会派代表者会
- 15 総務委員会
- 21 新任議員研修会
- 24 文教厚生委員会
- 5. 8 議会運営委員会
全員協議会
- 15 文教厚生委員会行政視察
～16 (福岡県朝倉市・大分県大分市)
- 19 新任議員研修会
- 26 議会運営委員会
- 6. 2 議員定数問題検討協議会
- 13 総務委員会
- 16 経済建設委員会
- 17 文教厚生委員会
- 20 議会運営委員会

☆議長会関係

- 4. 15 近畿市議会議長会定期総会
(門真市)
- 5. 13 全国自治体病院経営都市
議会協議会理事会、総会 (東京)
- 14 和歌山県市議会議長会総会
(御坊市)
- 28 全国市議会議長会定期総会
(東京)
- 29 市議会議員共済会代議員会
(東京)

☆来市

- 4. 16 愛媛県西条市議会行政視察
(病院経営問題について)

☆次の定例会は9月1日に開会(予定)

- 9. 1 本会議 (提案理由説明)
- 8 本会議 (一般質問)
- 9 本会議 (一般質問)
- 10 本会議 (一般質問)
- 11 本会議 (議案審議)
- 12 総務委員会
- 16 経済建設委員会
企業誘致対策調査特別委員会
- 17 文教厚生委員会
- 22 本会議 (委員長報告)

※本会議、委員会ともに、午前9時30分からは
まります。
※企業誘致対策調査特別委員会は、午後1時30
分から。



文教厚生委員会 行政視察



市議会だより第11号(5月1日発行)に誤りがありましたので、訂正してお詫びいたします。

- 3 ページ 議案の審議結果前ページからのその他の2行目(二重線部分)公の施設の指定管理者の指定(私立高野口こども園)
*正しくは私立のところが市立です。
- 16 ページ ☆議長会関係の4行目(二重線部分)広域行政圏市議期亜協議会
*正しくは期亜のところが会です。

編集後記

暑さ厳しい折、市民の皆さまには、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

6月定例議会には、平成20年度一般会計及び特別会計、企業会計の各補正予算案件が4件、条例関係が4件、その他市道認定など4件、追加議案3件、合計15件の議案をそれぞれ原案のとおり可決いたしました。

この時期、毎年思うことは、海や山での事故で犠牲者が出ないように、特に子どもたちの事故の報道には胸が痛みます。

自然環境を守ることの大切さや自然災害の恐ろしさを認識させることなど自然に対する考え方を教えることは大人の義務ではないでしょうか。

また、地球温暖化による異常気象の影響で昼も夜も暑い日が続き、温暖化が進むと、農作物被害や洪水災害などの要因となり、私達の生活に大きな影響を与えます。

CO₂の削減のために、私達一人一人が、家庭で簡単に取り組めることから行動を起こしてみませんか。

子どもたちの将来のためにも美しい地球を大切に守っていくためにも、地球温暖化は世界的に深刻化しております。

私達も「来るべき世代と地球のために」一生懸命頑張つて参ります。

今後とも市民のみなさまには、一層のご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

市議会だより編集委員会

委員 上田良治